

前回委員会で頂いたご意見、  
パブリックコメントで頂いたご意見  
について

(維持管理を円滑に行うための体制、  
地方公共団体等の支援方策)

- 資料1 - 2 -

# 前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(1)

## 1. 「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して(案)」

【 : 第15回メンテ小委(第2期第6回)にていただいたご意見と対応】

No.	該当箇所	ご意見	対応	発言委員
1	はじめに	当該部は、分野により都道府県にも課題がある場合を想定しているとの趣旨だと思うので、はっきり記載した方がよい。	本提言における市町村支援の考え方が、市町村以外の主体における支援の参考となることを明記しました。	福岡委員
2		本提言が鉄道、電力、上水道等にも参考になるとの趣旨であれば、それが分かるよう記載すべき。		家田委員長
3	1.(2) 的確な維持管理を実施する上での課題	市町村の現状について、「財政面、人員面、技術面での課題が存在する」とあるが、提言の具体的施策は人員面と技術面での支援であり、財政面の支援はない。文言の整理が必要。	特に人員・技術力については一朝一夕では解決をすることが難しく、そのような市町村にとっては、的確な維持管理の実施が困難な状況であることを記載しました。	臼井委員
4		本提言の趣旨としては、簡単には解決し難い人員の問題、技術力の問題、そこに今回は注目してレポートを書いているということを補うべき。		家田委員長
5	2.(2)1) 今後の基本的方向	お金がない、人がいない、と言いつつも、市町村はやはり努力をすべきという点を、もう少し強く書かれていてもよい。	市町村は「まずは」自らの体制強化を行い、なお不足する部分について、国・都道府県等による技術的支援が必要であることを明記しました。	横田委員

## 前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(2)

No.	該当箇所	ご意見	対応	発言委員
6	3.(1)2) 技術者派遣の仕組み の構築	技術者登録制度や技術者を派遣する民間企業を評価・認証する制度を構築すべきとするのは強い書きぶりであり、市町村にとって、受け入れられやすい仕組みとなるよう検討の余地がある。	非常勤職員等として個人を雇用し受け入れる場合と、民間企業等と契約し派遣を受け入れる場合を整理した上で、技術者登録制度や市町村による民間企業等の選定に資する仕組みを検討することについて明記しました。	小澤委員
7		技術者の経験をデータベースとして登録することは非常に重要であり、組織の評価等を含めて、前向きに書いていただきたい。		木下委員
8	3.(1)3) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用	派遣技術者を活用し、かつ包括委託した場合においても、市町村が責任をもった管理を行わなければいけない。	包括的委託にあたっては行政が判断すべきことについては責任主体として行政が担うことが必要であることを明記しました。	佐々木委員
9		「民間からの提案募集の仕組み」については、形容詞や副詞を補って強く表現していただきたい。	民間の持つ先進技術、ノウハウ、創意工夫を活かした提案募集が必要であることを強調しました。	家田委員長
10		工事瑕疵に関わる保険だけでなく、技術者個人が判断のミスを犯した場合に、それを担保する仕組みが必要であることが分かるよう修正すべき。	民間企業や技術者等の損害賠償責任に対応する補償に関する課題等を整理し、包括的委託を全国に普及させるための推進方策を講ずることの必要性について明記しました。	小澤委員
11	おわりに	市町村のトップや行政、市民がメンテナンスの基本理念を理解することの必要性について盛り込むべき。	国民や地域住民も含め、社会資本の維持管理を直接に行うことが最重要であることを認識し、戦略的に進めることが必要であること、市町村がその理念を自らのものとして理解し取り組んでいくことの必要性について明記しました。	中込委員

## 前回の委員会で頂いた主なご意見と対応方針(3)

【 :第17回メンテ小委(第2期第8回)にていただいたご意見と対応】

No.	該当箇所	ご意見	対応	発言委員
12	3.(2)1) 体系的な技術的ア ドバイスの仕組みの 構築	「社会的に重要かつ一つの都道府県に蓄積される技術力では現に対応が困難なものについては国等が限定的に対応し」とあるが、書き方が限定過ぎではないか？ あまり限定し過ぎると、都道府県も国もどちらも手を差し伸べないという可能性もある。	ご指摘を踏まえ、「限定的に」の文章を削除いたします。	木下委員
13	3.(2)2) 点検・診断、補修・ 修繕に関する国等 による代行制度の構築	「制度構築にあたっては、各分野の特徴に応じ、修繕工事のみならず」とあるが、「修繕工事のみならず」と書いてあるのはなぜか？ 各分野で進捗が違うため、一般的な表現としたほうがよいのでは。	ご指摘を踏まえ、「修繕工事のみならず」の文章を削除いたします。	福岡委員

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(1)

## 1. 「市町村における持続的な社会資本メンテナンス体制の確立を目指して(案)」

パブリックコメント意見提出総数 10名(団体)より35件      うち1件解読不可の意見あり  
 期間:平成26年12月18日～平成27年1月7日

【 :提言(案)に修正を行った意見】

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
18	1.(2) 的確な維持 管理を実施す る上での課題	3	11	「関わらず」は「かかわらず」と記載すべきではないか。	ご意見の通り修文いたします。
8	2.(2)1) 今後の基本 的方向	4	6	部分的な修繕のみでは対応できなくなることも想定される。 →大規模な改良を含め、適切な維持管理を行う必要がある。 (誰も部分的な修繕のみを考えている人はいないため。)	ご意見を踏まえ、「部分的な修繕では対応できなくなることも想定される」と記載を修文いたします。
10	2.(2)2) 各主体の役 割	4	18	国道、下水道 → 国道、港湾、下水道 (P2の例示にあわせるべき。使い分けはわかりにくい。)	ご意見の通り記載を修文いたします。
11	2.(2)2) 各主体の役 割	4	29	協議会について、イメージがわからないので、具体的に記載すべき。P6にある「協議会」ときちんと使い分けるべき。	ご指摘の箇所とP6の協議会は、地方自治法上に定める協議会のことを指しております。ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所について「市町村に対し、地方自治法により「協議会」等の設置を勧告できる」と記載を修文いたします。

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(2)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
27	2.(2)2) 各種主体の 役割	4	16	<p>(地域住民及び非営利セクターの役割)を挿入し、その役割を記述。以下、例えばの文章を記述。 「市町村の予算、職員および技術力の不足を補うものとして、国や都道府県の支援は必須であるが、一方で地域自体の力、当該市町村の住民の協力、及び専門技術力を有する地域のNPO等の非営利セクターの活用も重要であり、後者については行政支援も含めた幅広い役割の発揮が期待される。」 (地域住民の目と参加が市町村の体制確立には不可欠である。またNPO等非営利セクターは地域住民の参加を促し、第三者的立場から市町村と地域住民との健全な連携を推進する役割を担うものである。このNPO等非営利セクターは広義の民間事業者には含まれるだろうが、狭義の民間(営利)事業者との区別は重要であるので、区別して記述することを強く要望する。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、2.(2)2)にNPO等の記述を追記いたします。 (5頁28行に追記)</p>
28	2.(2)2) 各種主体の 役割	5	28	<p>「これら国、都道府県、市町村、民間事業者及び大学研究機関」を「これら国、都道府県、市町村、民間事業者、地域住民、NPO等非営利セクター及び大学棟研究機関」に修正。 (上記の修正箇所に対応する修正。)</p>	
25	全般	-	-	<p>市町村の体制強化に総力戦で臨むことが求めら市町村の体制強化に総力戦で臨むことが求めら市町村の体制強化に総力戦で臨むことが求められている以上、地域住民とNPO等非営利セクターを含めた役割の明示や枠組みの提示が提言においてなされるべきである。 (社会的課題の解決にあたり、現在では、官・行政及び市場・民間企業(営利)のみではならず、地域・市民の力、および専門的知見や地域貢献の熱意を有する技術者も少なからず参画しているNPO等の非営利セクターの力が不可欠となっている。実際これまで社会資</p>	

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(3)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
25	(前ページからの続き)	-	-	本の維持管理の分野においても多くの地域住民やNPO等非営利セクターが市町村と連携しつつ地道な活動をしてきている。)	ご意見を踏まえ、2.(2)2)にNPO等の記述を追記いたします。 (5頁28行に追記)
33	全般	-	-	市町村の体制強化に総力戦で臨むことが求められている以上、地域住民とNPO等非営利セクターを含めた役割の明示や枠組みの提示が提言においてなされるべきであるとの意見及び下記の修正案が、××××からも提出されるとの情報を得ている。当組織としましても、この意見及び修正について賛同する。 以下、×××××から提出された受理番号25～30を再掲	
19	3.(1)1) 共同処理体制の促進	6	15	「意志決定」は「意思決定」と記載すべきではないか。	ご意見の通り修文いたします。

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(4)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
14	3.(1)1) 共同処理体制の促進	7	5	「市町村合併の経緯」とは？もっと具体的に記載すべき(何を言いたいのかわからないため。)	ご意見を踏まえ、「それまでの市町村合併の経緯を踏まえつつ」を「平成の大合併に伴い地方公共団体の中には行政区域を大きくしたところもあれば従前のままの地域もあることを踏まえつつ」と記載を修正いたします。
17	3.(1)3) 点検・診断、補修・修繕の民間事業者への包括的委託の活用	9	5	必要に応じ活用を図ることが望まれる。 →積極的に導入を図ることが望まれる。 (講談で、導入についていろいろ記載されているのに、ここで必要に応じでは文章が繋がらない。)	ご意見を踏まえ、「活用を図ることが望まれる」と記載を修正いたします。
4	4.おわりに	12	32	市町村が確実に社会資本のメンテナンスを実施していくために必要な予算措置を講じる必要がある。(予算の裏づけがなければやりたくてもできないから。)	ご意見を踏まえ、4.に予算の確保について追記いたします。



# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(5)

【 :委員会にて返答を行う意見】

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
1	全般	-	-	<p>私は、地方自治体に勤務する土木技術者です。私はこれまで、民間企業にて土木工事の現場管理を行ってきて、民間企業経験者採用枠にて地方自治体に入りました。民間企業時代にコンクリート診断士・コンクリート主任技士を始め各種施工管理の資格等を取得しています。</p> <p>現在、橋梁の長寿命化工事を担当していますが、点検業務や詳細調査・設計業務において設計会社に委託しておりますが、設計会社の技術力不足に驚くばかりです。大手設計会社でも、地方自治体の発注業務になると、一線級の技術者が担当できない現状も分かりますが、RCCM(鋼構造およびコンクリート)や橋梁点検士を取得している技術者でも、設計ミスや調査ミスが非常に多いのが現状です。こうした業務において民間企業の技術力の向上を望む事を願うばかりですが、委託した業務成果を確認する技術が特に必要となると思います。</p> <p>地方自治体技術者の問題点としては、技術力向上の目印として資格の取得が考えられると思います。しかし、地方自治体の職員が資格を取得する場合、全額自費となり、高額の負担となり、私の勤める自治体の職員の殆どは、資格取得に否定的です。</p> <p>そして、地方自治体の担当者は数年で交代するので、技術を習得する前に違う職場に移動してしまいます。専門の事だからと、民間委託ばかり繰り返す地方自治体の技術力は今後更に低下する事は明白であり、官民間問わず技術力を向上させる取り組みが必要であると思います。</p>	<p>市町村は、施設の管理者として、責任をもって自ら持続的に維持管理を実施できる組織体制を計画的に構築していくことが必要であるとしています。</p> <p>また、国については、市町村・都道府県では対応が困難な技術的支援等を実施すべきであるため、自らの技術力の維持、向上に努めるべきであるとしています。</p> <p>なお、本提言では民間から派遣される技術者について資格を活用することとしており、民間の技術力についても平成26年8月に民間資格の登録制度の創設について緊急提言が行われており、制度構築を行っているところあり、経験豊富な技術者等からの技術移転等を検討することも有効であると考えています。</p>

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(6)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
2	3.(1) 市町村の体制強化	6	2	市町村が継続的に社会資本を管理していくために必要な技術力を維持・向上していける仕組みが必要である。(外部勢力を活用することは対処療法的対応であり、対処療法を繰り返すことはますます技術力の低下を招き、社会資本管理責任を放棄することになりかねないため。)	市町村は、施設の管理者として、責任をもって自ら持続的に維持管理を実施できる組織体制を計画的に構築していくことが必要であるとしており、民間企業等で活躍する維持管理に精通した技術者を活用し、経験豊富な技術者等からの技術移転等を検討することも有効であると考えております。
3	3.(1)2) 技術者派遣の仕組みの構築	8	4	土木建設コンサルタントや建設会社の社員を市町村へ派遣する制度や仕組みの創設が必要である。(派遣を業とする会社に、市町村が必要とする技術を有する者が必要数いるとは思えないため。)	「土木建設コンサルタントや建設会社」については「民間企業等」と表現しており、含まれていると考えておりますが、今後、具体化にあたっての参考にさせていただきたいと考えております。

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(7)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
5	全般	-	-	<p>社会資本の老朽化に伴い、維持管理やメンテナンスの大切さは、今の日本にとって大変重要な事であると、感じております。今までの作るということとは、違った新しい技術が必要になるのではないのでしょうか。今までの作ってきた経験が重要であるとも思います。新しい技術の構築が、必要になってきているのではないのでしょうか。国も都道府県も市町村も一体になって、技術の研究や情報の交流が必要であると思います。優秀な人材が国や都道府県、市長村の枠を超えて協力し合えるような事が必要ではないのでしょうか。企業に任せてしまったら、企業サイドの利益追求ということが、行政への財政負担ということに結びついてしまうのではないのでしょうか。行政のお金は、国民・市民の大切な公金です、企業の利益に、流れてしまっただけでは、国民・市民の血税が泣きます。行政は、節約できるところはきちんと節約した公共事業を行う責務があります。そのためには、行政サイドの技術力の向上が必要です、現場に入り実地を体験し、行政組織の国・都道府県・市長村のネットワークを生かした情報の共有や、技術者の育成が必要ではないのでしょうか。私は札幌に住まいしています、札幌市の職員の方、技術職の多い建設局の職員の方の移動が1年や2年での移動も多く、このように短い期間で移動されては、技術を磨くいとまがないのではないだろうかと思っております。行政の職員の方には、専門技術のスペシャリストになっていただき、みんなの公金をほんとうに必要なところに使っていただきたいと思います。</p>	<p>技術者の不足している市町村では、民間企業等で活躍する維持管理に精通した技術者の活用や経験豊富な技術者等からの技術移転等の取組を推進し、技術力の向上を図りたいと考えています。また、技術的支援を行う専門組織を構築すべきであると考えております。</p>

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(8)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
	(前ページからの続き)			無駄を見抜くきびしい目線を養っていただきたいです。各専門、例えば、道路、橋、下水道など、の専門スペシャリストが、国にも、都道府県にも、市長村にも、いて(全ての自治体にいるというのではなく、才能のある方は、います。国にも都道府県にも市長村にも何人かいるはずです)そのようなスペシャリストが、常に情報を共有し、指針となる整備のやり方を考え、全国の各自治体と協力し、日本レベルの維持管理やメンテナンス技術の確立をする。今までの国から、都道府県からと言う流れではなく、行政組織が相互に意見交換し、全ての組織の中からの生え抜きの技術者による、技術研究実践集団を、めざし、公金の適切な支出や、一定レベルの仕事を、見極められる行政になっていただきたいとお願い申し上げます。	
6	はじめに	1	23	人員、技術力 →人員、技術力、財政力(財政力も大きな課題であるため。)	人員・技術力については、一朝一夕で、その解決を図ることが難しいため、特に重点的に検討し、提言としてとりまとめています。
7	1.(2) 的確な維持管理を実施する上での課題	3	14	人員・技術力 →人員・技術力・財政力(財政力も大きな課題であるため。)	人員・技術力については、一朝一夕で、その解決を図ることが難しいため、特に重点的に検討し、提言としてとりまとめています。
9	2.(2)1) 今後の基本的方向	4	8	また、今後・・・(削除) (P2の現状分析で解説済み。くだい。)	解説済みではないと考えています。

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(9)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
12	2.(2)2) 各主体の役割	5	5	また、…について、都道府県に管理を代行することも考えられるので、そのような記載を追加すべき。	管理者が責任を果たすことが原則であるため、役割としては記載しておりませんが、3.(2)2)「点検・診断、補修・修繕に関する国等による代行制度の構築」において、都道府県の責任のもとで代行する制度である「事務の委託」を活用すべきとしています。
13	2.(2)2) 各主体の役割	5	31	大学の役割に続いて、近隣住民、利用者の役割を記載すべき。 (大学のような頭でっかちを入れて、実作業者を入れないのはバランスが悪い。)	近隣住民や利用者は、維持管理等への参画が進んでいることは認識しておりますが、点検などの技術的支援については住民等の役割として求めるには難しい側面もあることから明記していません。
15	3.(1)2) 技術者派遣の仕組みの構築	7	26	技術者派遣の仕組みについて、「給与の担保」など技術者の処遇についても課題なので、それらにも触れるべき。	ご意見については、具体化にあたっての参考にさせていただきたいと考えています。
16	3.(1)2) 技術者派遣の仕組みの構築	7	33	構築し、今後更なる拡充を求めている。 →意味不明。もとなら、拡充なくてよい制度の構築を目指すべき。	平成26年8月に出された民間資格の登録制度の創設についての緊急提言の中で速やかに講ずべき措置と今後の検討課題についてまとめたものを踏まえております。
20	全般	-	-	全般的に公用文の記載ルールに従っていないと思われる記載がないか再度確認してはどうか。	委員会の提言であり、必ずしも公用文のルールと一致しなくてもよいと考えています。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(10)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
21	3.(1)2) 技術者派遣の仕組みの構築	7	26 ~ 28	<p>技術者派遣の仕組みは派遣法の適用を前提に検討されているようですが、派遣法の「メリット」と「デメリット」を考慮した上で、派遣法による派遣に限らず、業務委託、請負による方法も含め、柔軟な仕組みの構築を検討いただきたい。</p> <p>(派遣契約のメリットは、自らが雇用せずとも、他の企業が雇用する者を、派遣先の指揮命令下において活用出来ることにありますが、派遣業を営むには、「派遣の許可」を受けている必要があります、派遣元企業に雇用されている人材しか派遣できない。という制約がある契約手法です。</p> <p>まず、自ら雇用する人材を外部に就業させるビジネスを考えない企業は、そもそも「派遣許可」を受けませんので、登録企業数は限られます。</p> <p>さらに、現在、技術者の絶対数が不足している土木業界においては、有資格者を新規に雇用することは非常に難しく、派遣すべき人材が派遣元に在籍しないという状況も十分考えられるところです。</p> <p>また、派遣契約では、委託や請負業務と違い、一時的に外注等の技術者を借りて補うような対応は出来ない仕組みですので、技術者の調達に関してはリスクを伴う契約手法である事をご理解頂きたいと思えます。)</p>	派遣された技術者が市町村長の指揮下に入り、市町村長の責任のもと、維持管理に関する市町村の業務を担うことが担保されることが必要な場合があるため、外注等の技術者を借りて補うような対応を想定していませんが、具体化にあたっての参考にさせていただきますと考えております。

# パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(11)

受理 番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
22	3.(1)2) 技術者派遣の仕組み の構築	7 ~ 8	31 ~ 1	<p>市町村が管理する施設の維持管理を適正に行なうために、派遣技術者に対し一定の「資格」を求めるよう検討されているところですが、これに必要な「資格制度の技術水準」に関しては、市町村が必要とする技術者を適確に評価できる内容とすると共に、より多くの技術者が取得し易い「技術水準」に置くべきと考えます。</p> <p>このため、今、検討されている新たな資格制度を活用するだけでなく、資格所有者数(すなわち派遣可能となる技術者数)を十分に確保できるように、その他の一般的な取得率の高い既存の資格も取り込む制度とするべきだと考えます。</p> <p>また、その資格を取得した場合、速やかにその効力が行使できることも必要と考えます。</p> <p>(「コンクリート診断士」、「コンクリート技士」等の高度な資格を持つ技術者は、建設コンサルタントの社内では、業務のマネージメントを託される要職に有り、複数の業務のコントロールを担う立場又は、業務のチームリーダーとしての立場に就いています。企業では、このようなマネージメント職の代替を即座に調達することは難しく、この要職に就く、有能な技術者を派遣で社外に就業させることは、社内の業務統制に支障を来すだけでなく、企業収益にも大きな影響を及ぼすことに直結します。</p> <p>つまり、市長村の維持管理の技術水準を確保するが故に、派遣技術者に対する資格認定の水準を高度に設定すれば、おのずとその対象者は限定され、社外に派遣就業させる事が困難となります。資格認定の「技術水準の設定」に弾力的な配慮が必要であると考えます。)</p>	<p>派遣技術者を受け入れる場合には、民間企業と契約が必要であり、また、市町村が民間企業と契約する場合等において、民間企業の技術レベル(技術者の保有する資格等)等を評価し、選定に資する仕組みを検討すべきとしており、ご意見の主旨も含め、市町村や民間企業等が活用しやすい制度が必要と考えています。</p>

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(12)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
23	3.(1)2) 技術者派遣の仕組み の構築	8	2 ~ 7	<p>技術者派遣の仕組みにおいて、具体的な業務契約等に関して、以下の提案をいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣契約額は、中央省庁の「発注者支援業務」の設計金額を参考に、これと同等ないしは、それ以上の額に設定すべきです。</li> <li>・業務開始は4月1日とする年度単位あるいは、複数年度の契約とし、年間を通じ安定した就業を確保できる「発注形態」とすべきです。</li> <li>・派遣の「指揮命令下での就業」という主旨を拡大解釈され、規定外の業務にまで、従事させられることが想定されます。明確な枠組みで「業務内容を設定」とすると共に、それに限定した契約履行への周知徹底を図るべきです。</li> </ul> <p>(派遣で民間の技術者を活用するにあたって、その派遣元として技術者を送り出せる企業は、現在、「中央省庁」並びに、「地方自治体」の「発注者支援業務(工事監督補助業務・現場技術業務を含む。)」を受注している企業がその対象者になると考えます。確かに、派遣対象となる技術者が在籍する「建設コンサルタント会社」や「建設会社」等の民間企業の数、相当数に上りますが、それらの企業に在籍する技術者達は、建設コンサルタントにおいては、複数の設計・調査業務を同時にこなすことで収益の創出に貢献したり、はたまた、建設工事などの請負額の大きな事業に従事することで、現場管理費だけに頼ることなく、「材料調達」や「下請負契約」から捻出される利益と相まって、高い収益構造の中に身を置いています。</p> <p>このように、それぞれの業種・業態によって、技術者が係わる経営体質には大きな差がある事から、「発注者支援業務」を専業とする企業のように、単人あたりの「契約額」だけで、経営が賄えるような</p>	<p>具体的な契約等については関係法令等を踏まえ、検討していくべきものと考えています。</p>



## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(13)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
	(前ページからの続き)			企業体質を持っている企業でないと、派遣要請に応えられないと推察するところです。そうなれば、これらの企業は前述のとおり、主に中央省庁の「発注者支援業務」を成り合いとしていますから、少なくとも、その発注者支援業務と同等以上の「発注サイクル」、「業務期間」や「契約金額」等の発注条件が整うことが前提となり、それを下回る契約に対しては、魅力を感じ得ずに、ただでさえ不足している技術者を送り出そうとはしないと推察します。)	
24	3.(1)2) 技術者派遣の仕組みの構築	8	2	<p>今後、技術者派遣の仕組みを具体化するにあたっては、民間技術者の活用実態、現状の派遣可能技術者数あるいは資格保有状況等を調査・把握されるため、関係の民間会社等へのアンケートやヒアリング等を実施していただきたいと思えます。</p> <p>(平成8年以降の公共投資の削減により、土木業界の将来性を危惧し、業界離れが加速し、団塊の世代の大量退職も手伝い、土木技術者の減少に追い打ちをかけて来ました。</p> <p>折しも、平成23年に発生した東日本震災への復興事業の本格化、自民党政権による景気対策の強化、国土強靱化計画の推進、高度成長期に築造された社会資本の老朽化に対する更新対策等によって、公共土木事業費の上積みが増え、土木技術者の需要が急激に増加した今では、「土木技術者」や「職人」の圧倒的な不足が顕著に表れています。市町村における土木技術者の不足も、この背景に一脈通じるモノがあると考えられるところです。「発注者支援業務」におきましても、年度途中の増員要請や病欠者の代替にも容易に応えられない程、技術者の確保に貧している状況にあります。</p> <p>こういった現在の土木建設業界の現状を把握することが必要と考えます。)</p>	<p>具体化にあたっての参考にさせていただきますと考えています。</p>

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(14)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
26	2.(2)1) 今後の基本的方向	4	13	「国・都道府県等による技術的支援体制の構築が必要である。」を「国・都道府県による技術的支援体制の構築など分野横断的連携、多様な担い手との連携を図ることが必要である。」に修正。 (「等」で括らず、幅広い、多様な戦略を活用して総力戦に臨むべきである。)	地域住民やNPO等非営利セクターは、維持管理等への参画が進んでいることは認識しておりますが、点検などの技術的支援については住民等の役割として求めるには難しい側面もあることから明記していません。
29	3.(1)2) 技術者派遣の仕組みの構築	7	21	「民間企業等」を「民間企業やNPO等非営利セクター(以下、民間企業等)」に修正。 (「等」で括らず、幅広い、多様な戦略を例示。)	NPO等非営利セクターについては民間企業等の「等」に含まれていると考えていますが、具体的には関係法令等を踏まえ、検討していくべきものと考えています。
30	3.(2) 国や都道府県等による技術的支援	10	4	「国や都道府県等から」を「国や都道府県、民間企業やNPO等非営利セクター及び大学等研究機関から」に修正。 (「等」で括らず、幅広い、多様な戦略を活用して総力戦に臨むべきである。)	国や都道府県等が行う技術的支援はアドバイスと対応を一体的に行う場合もあるため、民間企業やNPO等非営利セクター及び大学等研究機関は「等」の中に含まれていません。

## パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針(15)

受理番号	該当箇所	頁	行	ご意見(理由)	対応
31	全般	-	-	2.(2)「各主体の役割」において市町村が社会資本の管理の主体であることが明示されている。また、国、都道府県、市町村によるメンテナンス会議や都道府県と建設技術センターによる連携・包括化の中でそれぞれの責務が固定化しないよう、対象地域の特性やインフラの種別など様々な要件により、柔軟に対応できるような記載が望まれる。 (様々な比較の対象による新技術や事業手法開発への相乗効果や海外への水平展開を期待できる。)	本提言では、多くの社会資本を管理する市町村の支援にあたって、法令等を踏まえた各主体の役割を記載しています。 具体的な支援にあたっては、各主体の責務に応じ、柔軟に対応すべきことと考えています。
32	2.(2)2) 各主体の役割	4	16	「今後の取組」における「資格制度」について、点検・診断に関する資格制度については、資格を有しない者が貢献できるよう柔軟に運用されるよう追記。 (橋梁の専門家による自主的な約1万橋の点検の実績に見られるように、ここで想定されている資格を有しない技術者が貢献している事例もある。)	資格制度については、平成26年8月に社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言が出されており、点検・診断等について一定の技術水準を確保するためには必要となる技術内容・水準を明確にする必要があるとされています。
34	全般	-	-	公共事業は、発注者と事業者の癒着が他の分野にも模して指摘されている分野なので、民間事業者からの技術者の派遣や民間事業者への包括的委任を推進するのであれば、市町村と民間事業者の癒着による不正行為等の防止についても、課題として認識し方策を提示するべきである。	不正行為等の防止については、本提言にとどまらない包括的な課題であることから、記載していません。